



福岡県医発第2075号(地)
平成19年 2月23日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武



労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について

労災保険においては、従前より、業務の事由または通勤による傷病により療養中の者であって、リハビリテーション医療を行うことによって、労働能力（稼得能力）の回復を促進し、症状固定後に残存するであろう身体または精神の障害を軽減する見込みのある者を対象に、「労災保険リハビリテーション医療」として、理学療法・作業療法・言語療法等を個々の症例に応じて総合的に実施し、労働能力の身体的、精神的回復を図り、職場復帰への医学的指針を与えるまでの一連の行為に対して、労災保険独自に保険給付を行ってきたものであります。

その実施期間は、個々の症例に応じて医学的に必要と認められる期間とされ、必要の都度、リハビリテーション医療の効果確認を行うこととし、厚生労働省労働基準局があらかじめ指定したリハビリテーション医療指定施設において実施されるものであり、すべての労災指定医療機関が算定できるものではありません。

この労災リハビリテーション医療に係る費用は、「労災保険リハビリテーション医療費算定基準（別添参照）」に掲げる点数によって算定し、労災診療費の請求と同様に、診療費請求内訳書に記載して請求するものであります。

平成18年4月の健康保険診療報酬点数表の改定及び労災診療費算定基準の改定において、リハビリテーションの評価体系が見直されたことに伴い、今般、「理学療法・作業療法・言語療法」という評価体系が、「疾患別（心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器）リハビリテーション」に変更されたことにより、「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」等を改正するとともに、その他の運用に係る関係所通知等も一部改正され、平成18年4月1日以降に係るものから適用したものであります。

なお、この改正により「心理的作業療法」、「病床における作業療法」が削除されたもの（別紙参照）であります。これらについては、労災診療費算定基準の取り扱いに基づき、疾患別リハビリテーションとして算定することが可能となっております。

つきましては、本件について、会員各位へ周知方よろしくお願い申し上げます。



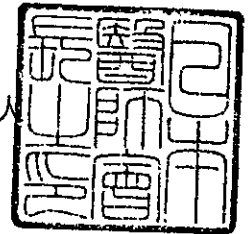
小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

唐 澤 祥 人



労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について

労災保険においては、従前より、業務上の事由または通勤による傷病により療養中の者であって、リハビリテーション医療を行うことによって、労働能力（稼得能力）の回復を促進し、症状固定後に残存するであろう身体または精神の障害を軽減する見込みのある者を対象に、「労災保険リハビリテーション医療」として、理学療法・作業療法・言語療法等を個々の症例に応じて総合的に実施し、労働能力の身体的、精神的回復を図り、職場復帰への医学的指針を与えるまでの一連の行為に対し、労災保険独自に保険給付を行ってきたものであります。

その実施期間は、個々の症例に応じて医学的に必要と認められる期間とされ、必要の都度、リハビリテーション医療の効果確認を行うこととし、厚生労働省労働基準局があらかじめ指定したリハビリテーション医療指定施設において実施されるものであり、すべての労災指定医療機関が算定できるものではありません。

この労災リハビリテーション医療に係る費用は、「労災保険リハビリテーション医療費算定基準（別添参照）」に掲げる点数によって算定し、労災診療費の請求と同様に、診療費請求内訳書に記載して請求するものであります。

平成18年4月の健康保険診療報酬点数表の改定及び労災診療費算定基準の改定において、リハビリテーションの評価体系が見直されたことに伴い、今般、「理学療法・作業療法・言語療法」という評価体系が、「疾患別（心大血管疾患・脳血管疾患等・運動器・呼吸器）リハビリテーション」に変更されたことにより、「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」等を改正するとともに、その他の運用に係る関係諸通知等も一部改正され、平成18年4月1日以降に係るものから適用したものであります。

なお、この改正により「心理的作業療法」、「病床における作業療法」が削除されたもの（別紙参照）であります。これらについては、労災診療費算定基準の取扱いに基づき、疾患別リハビリテーションとして算定することが可能となっております。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜わりますようお願い申し上げます。

〈別添資料〉

1. 労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について
(平19.1.30 基発第0130006号 厚生労働省労働基準局長)
2. 労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正に伴う実施上の留意事項について
(平19.1.30 基労補発第0130002号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長)
3. 労災保険リハビリテーション医療費算定基準〔新旧対照表〕（日本医師会保険医療課）

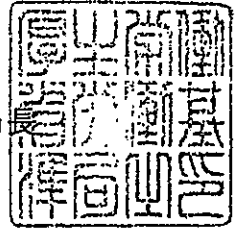


70
基発第0130006号

平成19年1月30日

社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省労働基準局長



労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について

標記について、別添により都道府県労働局長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知方、特段の御配意をお願いいたします。



基発第0130005号

平成19年1月30日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について

労災保険におけるリハビリテーション医療の取扱いについては、昭和51年2月12日付け基発第171号（最終改正平成9年3月26日付け基発第203号、以下「171号通達」という。）により取扱ってきたところであるが、今般、健康保険診療報酬点数表の改正及び労災診療費算定基準の改定に伴い、171号通達を下記のとおり改め、平成18年4月1日以降に係るものから適用することとしたので、事務処理に遺漏なきを期するとともに、リハビリテーション医療指定施設等への周知徹底に努められたい。

記

- 1 171号通達「労災保険におけるリハビリテーション医療について」の改正
 - (1) 記の第1の1中「理学療法、作業療法」を「心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に掲げるリハビリテーション（以下、「疾患別リハビリテーション」という。）」に改める。
 - (2) 記の第5の様式第2号-1「リハビリテーション医療指定施設の状況」及び様式第2号-3「リハビリテーション医療に関する器械設備等の状況」を、別添①及び別添②のとおり改める。
- 2 171号通達別添1「リハビリテーション医療指定施設の指定要綱」の改正
 - (1) 第2の①中「リハビリテーション医療担当医師の医師免許証写及び履歴書写並びに理学療法士、作業療法士の免許証」を「地方社会保険事務局長に届け出た疾患別リハビリテーションの施設基準に係る届出書写及び地方社会保険事務局長が当該施設基準を受理した通知」に改める。

- (2) 第3の①中「理学療法又は作業療法」を「疾患別リハビリテーション」に改める。
- (3) 第5の1の①中「新看護、基準看護、療養型病床群入院医療管理」を「入院基本料（特別入院基本料を除く。）」に改める。
- (4) 第5の1の⑥として次のとおり加える。
⑥ 疾患別リハビリテーションを行う上で、別紙に掲げる器械・器具を具備していること。
- (5) 第5の2を次のとおり改める。
心大血管疾患リハビリテーション料
心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）又は心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。
- (6) 第5の3を次のとおり改める。
脳血管疾患等リハビリテーション料
脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（総合リハビリテーション施設を含む。）又は脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。
- (7) 第5の4を次のとおり改める。
運動器リハビリテーション料
運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は運動器リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。
- (8) 第5の5を次のとおり改める。
呼吸器リハビリテーション料
呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。
- (9) 別紙1「理学療法における器械・器具」を別添③のとおりに改める。また、別紙2「作業療法における作業名及び器具等」及び別紙3「心理的作業療法における作業名及び器具等」を削除する。

3 171号通達別添2「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」の改正

171号通達別添2「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」を別添④のとおり改める。

リハビリテーション医療指定施設の状況

開設年月日		年 月 日	経営主体別		国公立・公益・その他	
入院基本料等の分類						
リハビリテーション 診療科名			疾患別リハビリテ ーションの特別室の面 積		心大血管 疾患	平方米 (坪)
リハビリテーション 開始年月日		年 月 日			脳血管 疾患等	平方米 (坪)
医 師 数		人			運 動 器	平方米 (坪)
看 護 師 数		人			呼 吸 器	平方米 (坪)
健 保 に お け る 承認リハ基準		心大血管疾患リハビリテーション料 (I 、 II) 脳血管疾患等リハビリテーション料 (I 、 総合リハ施設 、 II) 運動器リハビリテーション料 (I 、 II) 呼吸器リハビリテーション料 (I 、 II)				
1 取 扱 患 者 平 均 数	労 災 患 者	心大血管疾患 リハビリテーション料	名	算 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日		
		脳血管疾患等 リハビリテーション料	名			
		運動器 リハビリテーション料	名			
		呼吸器 リハビリテーション料	名			
	そ の 他	心大血管疾患 リハビリテーション料	名	算 定 期 間 年 月 日 ～ 年 月 日		
		脳血管疾患等 リハビリテーション料	名			
		運動器 リハビリテーション料	名			
		呼吸器 リハビリテーション料	名			

様式第2号-3

別添②

リハビリテーション医療に関する器械設備等の状況

名	称	器械設備等の状況
訓練用浴そう	気泡振動浴装置 ハバードタック又はそれに準ずるもの	有
気泡振動浴装置		有
ハバードタック又はそれに準ずるもの		有

別紙

別添③

リハビリテーション医療における器械・器具

名	称	備	考
訓練用浴そう 気泡振動浴装置 ハバードタング又はそれに準ずるもの		温水プールで首までひた る深さと泳げる程度の広 さが必要である	

別添 2

「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」

区分及び所定点数	備 考
1 心大血管疾患 リハビリテーション料 2 脳血管疾患等 リハビリテーション料 3 運動器 リハビリテーション料 4 呼吸器疾患 リハビリテーション料	○左記 1 から 4 については、労災診療費算定基準に基づき算定できる。 ○リハビリテーション医療施設の指定要綱別紙に掲げる「訓練用浴そう」、「気泡振動浴装置」及び「ハバードタンク又はそれに準ずるもの」を使用した場合には、1 日につき左記の点数に 1 0 0 分の 2 0 に相当する点数を加算できる。 ○言語テストについては、「6 検査料」の (3) の ② の所定点数に準じて算定できる。
5 指導管理料 (1) 心理相談指導管理料 1 月につき 160 点 (2) 医療社会復帰指導管理料 1 月につき 160 点	
6 検査料 (1) 徒手筋力テスト 1 部位につき 30 点 (2) 関節可動域検査 1 部位につき 20 点 (3) 心理テスト ① 操作が容易なもの 120 点 ② 操作が複雑なもの 280 点 ③ 操作と処理が極めて複雑なもの 450 点 (4) 日常生活動作検査 「心理テスト」に同じ (5) 復職検査 「心理テスト」に同じ (6) 一般就労検査 「心理テスト」に同じ	○(1) 及び (2) の部位は、全身を 1 肢又は体幹の 5 部位で区分し、同一部位につき月 2 回を限度として算定できる。 ○心理テストは、「発達及び知能検査」、「人格検査」及び「その他の心理検査」に区分し、それぞれについて複数の検査を行った場合であっても 1 種類のみの所定点数により算定すること。 ○(4)、(5) 及び (6) の回数は、それぞれ月 1 回を限度に (3) の ② の所定点数に準じて行う。 ○医師によるカウンセリングは月 1 回を限度に (3) の ② の所定点数に準じて行う。
7 自助具の制作費 1 個につき 330 点	○自助具の製作料は、当該施設において制作するものに限ることとし、自助具の制作に係る材料料は当該施設における購入価格により算定する。
8 補装具の処方料 1 個につき 80 点	○自助具の製作費及び補装具の処方料については、「J 1 2 9 治療装具の採型ギプス」の算定ができる場合は算定できない。ただし、自助具の制作に係る材料料はこの限りでない。

(参考：改正後)

労災保険におけるリハビリテーション医療について

標記については、昭和43年10月29日付基発第686号及び昭和49年5月24日付基発第273号通達により、実施してきたところであるが、今般、労災病院等におけるリハビリテーション医療（以下「リハ医療」という。）の実情を勘案してその取扱いを下記のように改め、昭和51年2月1日から実施することとしたので、了知のうえその取扱いに遺漏なきを期せられたい。

なお、前記基発第686号及び基発第273号通達は廃止する。

記

第1 リハ医療の範囲について

- 1 労災保険におけるリハ医療とは、業務上の事由又は通勤による傷病労働者に対して当該傷病に係る本来の治療に加え、心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料及び呼吸器リハビリテーション料に掲げるリハビリテーション（以下、「疾患別リハビリテーション」という。）等を個々の症例に応じて総合的に実施して、労働能力の回復をはかり職場復帰への医学的指針を与えるまでの一連の行為をいい、療養（補償）給付の一環として行うものである。
- 2 リハ医療の効果をあげるために補装具（「常用義肢及び装飾義肢を除く。」以下同じ。）の装着が必要なものについては、リハ医療担当医師が処方、検定し、装着訓練を指導する場合に限りその制作、装着及び装着のための断端部、骨折部、拘縮部位等の手術に要する費用を療養（補償）給付の対象とする。

第2 対象者について

リハ医療の対象は、業務上の事由又は通勤による傷病により療養中の者であつて、リハ医療を行うことによって、労働能力の回復及び障害の軽減が見込まれる者とする。

第3 実施機関及び効果確認について

- 1 リハ医療は厚生労働省労働基準局長が別添1「リハビリテーション医療指定施設の指定要綱」に基づき指定した医療機関において実施するものとする。
- 2 リハ医療指定施設の所在地を管轄する都道府県労働局長は、リハ医療の対象者について必要な都度、効果、確認を行うものとする。

なお、効果確認の結果、リハ医療を受療させることが不相当と認めた場合には、その旨を当該医療施設の長に通知するものとする。

第4 リハ医療費について

リハ医療費は、別添2「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」に掲げる点数に労災診療単価を乗じて算出するものとする。

なお、その請求手続きは労災診療費一般の請求と同様に昭和47年4月21日付け

基発第249号通達及び昭和55年12月11日付け基発第685号通達に基づき行うものとする。

第5 様式について

リハ医療の取扱いに関する様式は次のとおりとする。

- | | |
|---------|-------------------------|
| 様式第1号 | リハビリテーション医療施設の指定申請書 |
| 様式第2号-1 | リハビリテーション医療指定施設の状況 |
| 様式第2号-2 | リハビリテーション医療担当者の状況 |
| 様式第2号-3 | リハビリテーション医療に関する器械設備等の状況 |
| 様式第3号 | リハビリテーション医療実施施設指定書 |
| 様式第4号 | 日常生活動作検査表 |
| 様式第5号 | 復職に関する身体能力検査表（復職検査） |
| 様式第6号 | 一般就労に関する身体能力検査表（一般就労検査） |

第6 経過措置

昭和51年2月12日付け基発第171号通達に基づき既に厚生労働省労働基準局長が「リハビリテーション医療指定施設」として指定済の施設については当該施設に係る指定の日から本通達に基づき指定があったものとして取り扱うものとする。

別添 1

リハビリテーション医療指定施設の指定要綱

第 1 指定対象医療機関

労災保険におけるリハビリテーション医療指定施設（以下「労災リハ医療施設」という。）として厚生労働省労働基準局長（以下「本省局長」という。）の指定の対象となる医療施設は労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の病院（以下「指定病院」という。）とする。

第 2 指定の申請

- ① 指定病院の開設者が、労災リハ医療施設として、本省局長の指定を受けようとするときは、当該指定病院等の所在地を管轄する都道府県労働局長（以下「所轄地方局長」という。）を経由して本省局長に対して、「労災リハ医療指定施設に係る指定申請書」（様式第 1 号、様式第 2 号 - 1、様式第 2 号 - 2 及び様式第 2 号 - 3 の記載事項に係る書類を含む。以下「申請書」という。）を正副 2 通提出するものとする。

なお、当該申請書には、当該指定病院等の施設全体についての平面図、配置図等の図面、地方社会保険事務局長に届け出た疾患別リハビリテーションの施設基準に係る届出書写及び地方社会保険事務局長が当該施設基準を受理した通知写等を添付するものとする。

- ② 当該申請書を受理した場合は、後記第 5 「労災リハ医療指定施設指定基準」の要件を満たしているか否か速やかに実地調査を行い、その結果について意見を付して本省局長に送付すること。

第 3 指定の決定等

- ① 本省局長は、所轄地方局長より当該申請書の送付を受けた場合は、第 5 「労災リハ医療指定施設指定基準」に基づいて指定の可否の決定を行うものであること。
なお、疾患別リハビリテーションの施設基準に係る指定は、当該指定病院等を単位として行うものとする。
- ② 指定の決定をした場合は、リハビリテーション医療実施指定書（様式第 3 号）により所轄地方局長を経由して申請者に対し通知すること。
- ③ 前号の指定は、指定日から起算して 3 年を経過したときは、指定の効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前 6 月から同日前 3 月までの間に指定病院等から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。
- ④ 不指定の決定を行った場合は、所轄地方局長を経由して速やかにその旨を申請者に対して通知すること。

第 4 指定後の措置

- ① 指定後において、指定の内容と異なった事情が生じた場合には、指定病院等の開設者をして遅滞なく変更の届書（以下「変更届書」という。）を所轄地方局長に提出させること。
- ② 当該変更届書を受理した場合は、速やかに実地調査を行い、その結果について意見を付して本省局長に送付すること。

- ③ 本省局長が指定の決定を行った指定病院等について、所轄地方局長は、適時調査を行い、指定の内容と異なる事情があると認めたときは、その結果について意見を付して本省局長に送付すること。
- ④ 本省局長は、前2号の送付を受け、第5「労災リハ医療指定施設指定基準」に合致しなくなつたと認めるときは、有効指定期間内においても指定を取り消すことができるものとする。

第5 労災リハ医療指定施設指定基準

本省局長が、労災保険リハビリテーション医療指定施設として指定する基準は、次の各号に掲げる要件を満たしているものとする。

ただし、じん肺患者のリハビリテーション医療については、本項に掲げる要件と異なつた条件によることができる。

1 一般的事項

- ① 原則として入院基本料（特別入院基本料を除く。）又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する入院医療を行っている指定病院等であつて、総合的な療法を個々の症例に応じて実施することができ、かつ、1日8時間のリハビリテーション医療が実施できる施設規模であること。
- ② リハビリテーション医療を担当する診療科を有し、専門的な知識、技術を有する医師が、当該医療の専任として、すくなくとも1名以上常勤していること。
- ③ 患者の心理的諸問題の判定、指定を行いうる知識、技能を有する専任の臨床心理技術者（心理学科卒業者が望ましい）が1名以上常勤していること。
- ④ 患者のリハビリテーション医療に係る社会的、経済的問題に関する相談、援助及び復職若しくは転職のあっ旋等に関する知識を有する医療社会復帰相談員（社会福祉学科卒業者が望ましい）が1名以上常勤していること。
- ⑤ 義肢装具の技術に関する知識、技能を有する者が1名以上いること。
- ⑥ 疾患別リハビリテーションを行う上で、別紙に掲げる器械・器具を具備していること。

2 心大血管疾患リハビリテーション料

心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）又は心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。

3 脳血管疾患等リハビリテーション料

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）（総合リハビリテーション施設を含む。）又は脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。

4 運動器リハビリテーション料

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）又は運動器リハビリテーション料（Ⅱ）

の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。

5 呼吸器リハビリテーション料

呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）又は呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ）の施設基準に適合しているものとして、地方社会保険事務局長に届出を受理された医療機関であること。

「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」

区分及び所定点数	備 考
1 <u>心大血管疾患</u> <u>リハビリテーション料</u> 2 <u>脳血管疾患等</u> <u>リハビリテーション料</u> 3 <u>運動器</u> <u>リハビリテーション料</u> 4 <u>呼吸器疾患</u> <u>リハビリテーション料</u>	○左記 1 から 4 については、<u>労災診療費算定基準</u>に基づき算定できる。 ○リハビリテーション医療施設の指定要綱別紙に掲げる「訓練用浴そう」、「気泡振動浴装置」及び「ハバードタンク又はそれに準ずるもの」を使用した場合には、1 日につき左記の点数に 1 0 0 分の 2 0 に相当する点数を加算できる。 ○言語テストについては、「<u>6 検査料</u>」の (3) の ② の所定点数に準じて算定できる。
5 <u>指導管理料</u> (1) 心理相談指導管理料 1 月につき 160 点 (2) 医療社会復帰指導管理料 1 月につき 160 点	
6 <u>検査料</u> (1) 徒手筋力テスト 1 部位につき 30 点 (2) 関節可動域検査 1 部位につき 20 点 (3) 心理テスト ① 操作が容易なもの 120 点 ② 操作が複雑なもの 280 点 ③ 操作と処理が極めて複雑なもの 450 点 (4) 日常生活動作検査 「心理テスト」に同じ (5) 復職検査 「心理テスト」に同じ (6) 一般就労検査 「心理テスト」に同じ	○ (1) 及び (2) の部位は、全身を 1 肢又は体幹の 5 部位で区分し、同一部位につき月 2 回を限度として算定できる。 ○ 心理テストは、「発達及び知能検査」、「人格検査」及び「その他の心理検査」に区分し、それぞれについて複数の検査を行った場合であっても 1 種類のための所定点数により算定すること。 ○ (4)、(5) 及び (6) の回数は、それぞれ月 1 回を限度に (3) の ② の所定点数に準じて行う。 ○ 医師によるカウンセリングは月 1 回を限度に (3) の ② の所定点数に準じて行う。
7 <u>自助具の制作費</u> 1 個につき 330 点	○ 自助具の製作料は、当該施設において制作するものに限ることとし、自助具の制作に係る材料料は当該施設における購入価格により算定する。
8 <u>補装具の処方料</u> 1 個につき 80 点	○ 自助具の製作費及び補装具の処方料については、「<u>J 129 治療装具の採型ギプス</u>」の算定ができる場合は算定できない。ただし、自助具の製作に係る材料料はこの限りでない。



基勞補発第0130002号
平成19年1月30日

日本医師会常任理事
石 井 正 三 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長

労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正
に伴う実施上の留意事項について

標記につきましては、別添のとおり都道府県労働局労働基準部長あて通知いたしましたので、都道府県医師会及び貴会会員各位に対する周知につきまして特段の配慮をお願いいたします。



基勞補発第0130001号

平成19年1月30日

都道府県労働局
労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局
労災補償部補償課長
(契印省略)

労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正
に伴う実施上の留意事項について

労災保険におけるリハビリテーション医療については、平成19年1月30日付基発第0130005号「労災保険におけるリハビリテーション医療の一部改正について」により通知されたところであるが、この運用に当たっては下記事項に十分留意のうえ、その取扱いに遺漏のないよう関係職員及び労災保険におけるリハビリテーション医療指定施設（以下、「労災リハ医療施設」という。）等に対し徹底を図られたい。

記

1 改定趣旨について

本年4月の健康保険診療報酬点数表の改正（以下「健保改正」という。）により、リハビリテーションの評価体系及び施設基準が見直されたことに伴い、リハビリテーション医療指定施設の指定要綱の整理を行ったものであること。

2 理学療法、作業療法及び言語療法について

健保改正により、理学療法、作業療法及び言語療法という評価体系は削除され、疾患別リハビリテーションが新設されたことから、労災リハ医療施設においては、健康保険診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の疾患別リハビリテーションの施設基準を満たしていることを指定要件に加えることとし、届出書類等の取扱いを変更したものであること。

3 様式等の変更について

- ① 疾患別リハビリテーションを行う上で必要な器械・器具等については、健保点数表の疾患別リハビリテーションの施設基準に定められていることから、基発第171号の別紙1「理学療法における器械・器具」を変更し、別紙2「作業療法における作業名及び器具等」及び別紙3「心理的作業療法における作業名及び器具等」については削除したものであること。

- ② 指定要件の変更に伴い、基発第171号の様式第2号-1「リハビリテーション医療指定施設の状況」及び様式第2号-3「リハビリテーション医療に関する器械設備等の状況」を変更したものであること。

4 心理的作業療法について

心理的作業療法については、その作業内容からみて作業療法士の直接監視のもとに複数の患者に行われるものが通常であることから、健保改正によって集団療法が削除されたことに伴い、労災保険リハビリテーション医療費算定基準においても削除したものであること。

なお、個別に行われた心理的作業療法については、労災診療費算定基準の取扱いに基づき、疾患別リハビリテーションとして算定することができるものであること。

5 病床における作業療法について

病床における作業療法については、労災診療費算定基準の取扱いに基づき、疾患別リハビリテーションとして算定することとして削除したものであること。

6 心理テストについて

労災保険リハビリテーション医療費算定基準「6検査料」の(3)心理テストのうち、②操作が複雑なもの及び③操作と処理が極めて複雑なものとして掲げられている所定点数については、健保点数表に合わせて変更を行ったものであること。

7 実施医療機関について

労災保険リハビリテーション医療費算定基準は、昭和51年2月12日付け基発第171号に基づき厚生労働省労働基準局長が指定した医療機関においてのみ適用されるものであること。

「労災保険リハビリテーション医療費算定基準」新旧対照表

改 正 前		改 正 後	
区分及び所定点数	備 考	区分及び所定点数	備 考
1 理学療法 健康保険診療報酬点数 に準じる。	○四肢（鎖骨、肩甲骨及び股関節を含む。）の傷病に係る理学療法及び作業療法の点数は、左記所定点数の1.5倍（1点未満の端数は1点に切り上げる。）として算定できる。	1 心大血管疾患 リハビリテーション料	○左記1から4については、 <u>労災診療費算定基準に基づき算定できる。</u>
2 作業療法 健康保険診療報酬点数 に準じる。	○リハビリテーション医療施設の指定要綱別紙1（理学療法における器械・器具）に掲げる「訓練用浴そうじ」、「気泡振動浴装置」及び「ハバードタンク又はそれに準ずるもの」を使用した場合には、1日につき左記所定点数の100分の20に相当する点数を加算できる。	2 脳血管疾患等 リハビリテーション料	○リハビリテーション医療施設の指定要綱別紙に掲げる「訓練用浴そうじ」、「気泡振動浴装置」及び「ハバードタンク又はそれに準ずるもの」を使用した場合には、1日につき左記の点数に100分の20に相当する点数を加算できる。
	○心理的作業療法の「簡単なもの」として算定できる。	3 運動器 リハビリテーション料	○言語テストについては、「6検査料」の(3)の②の所定点数に準じて算定できる。
	○病床における作業療法の「複雑なもの」として算定できる。	4 呼吸器疾患 リハビリテーション料	
3 言語療法 複雑なもの 180点 簡単なもの 150点	○言語テストについては、「5検査料」の(3)の②の所定点数に準じて算定できる。		

改 正 前		改 正 後	
区分及び所定点数	備 考	区分及び所定点数	備 考
<u>4</u> 指導管理料 (1) 心理相談指導管理料 1月につき 160点 (2) 医療社会復帰指導管理料 1月につき 160点		<u>5</u> 指導管理料 (1) 心理相談指導管理料 1月につき 160点 (2) 医療社会復帰指導管理料 1月につき 160点	
<u>5</u> 検査料 (1) 徒手筋力テスト 1部位につき 30点 (2) 関節可動域検査 1部位につき 20点 (3) 心理テスト ①操作が容易なもの 120点 ②操作が複雑なもの <u>250点</u> ③操作と処理が極めて複雑なもの <u>400点</u> (4) 日常生活動作検査 「心理テスト」に同じ (5) 復職検査 「心理テスト」に同じ (6) 一般就労検査 「心理テスト」に同じ	○(1)及び(2)の部位は、全身を1肢又は体幹の5部位で区分し、同一部位につき月2回を限度として算定できる。 ○心理テストは「発達及び知能検査」、「人格検査」及び「その他の心理検査」に区分し、それぞれについて複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定すること。 ○(4)、(5)及び(6)の回数は、それぞれ月1回を限度に(3)の②の所定点数に準じて行う。 ○医師によるカウンセリングは月1回を限度に(3)の②の所定点数に準じて行う。	<u>6</u> 検査料 (1) 徒手筋力テスト 1部位につき 30点 (2) 関節可動域検査 1部位につき 20点 (3) 心理テスト ①操作が容易なもの 120点 ②操作が複雑なもの <u>280点</u> ③操作と処理が極めて複雑なもの <u>450点</u> (4) 日常生活動作検査 「心理テスト」に同じ (5) 復職検査 「心理テスト」に同じ (6) 一般就労検査 「心理テスト」に同じ	○(1)及び(2)の部位は、全身を1肢又は体幹の5部位で区分し、同一部位につき月2回を限度として算定できる。 ○心理テストは「発達及び知能検査」、「人格検査」及び「その他の心理検査」に区分し、それぞれについて複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定すること。 ○(4)、(5)及び(6)の回数は、それぞれ月1回を限度に(3)の②の所定点数に準じて行う。 ○医師によるカウンセリングは月1回を限度に(3)の②の所定点数に準じて行う。

改 正 前		改 正 後	
区分及び所定点数	備 考	区分及び所定点数	備 考
6 自助具の製作料 1 個につき 330 点 補装具の処方料 1 個につき 80 点	○自助具の製作料は、当該施設において製作するものに限ることとし、自助具の製作に係る材料費は当該施設における購入価格により算定する。 ○自助具の製作料及び補装具の処方料については、「<u>採型ギプス</u>」の算定ができる場合ではない。 ただし、自助具の製作に係る材料費はこの限りでない。	7 自助具の製作費 1 個につき 330 点 補装具の処方料 1 個につき 80 点	○自助具の製作料は、当該施設において製作するものに限ることとし、自助具の製作に係る材料料は当該施設における購入価格により算定する。 ○自助具の製作費及び補装具の処方料については、「<u>J129 治療装具の採型ギプス</u>」の算定ができる場合は算定できない。 ただし、自助具の製作に係る材料料はこの限りでない。

(作成 日本医師会 保険医療課)